

# 災害に便乗した 悪質商法に注意！

※豪雨、台風、地震、大雪などの大規模な災害の後は、  
便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。



豪雨等の被害を調査すると告げ、調査後、

- ・本来必要ないのに「○○が壊れているから工事が必要」
- ・「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」

などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

## 代表的な手口

屋根の瓦がズレていますよ。  
保険で修理ができますよ！

必要ないわ。

契約しないと  
帰ってくれないのかしら…。

無料で修理できるんですよ。  
お金はかかりません。

⚠ 公的機関のような事業者名を名のることもあるので注意。

## こんな話にもご注意！

古くなったところなど  
はありませんか。

今回の雨で壊れたことにはすれば、古くなったところも保険金で  
きれいになります。



⚠ うその理由で保険金を請求することはできません。  
(詐欺に該当する場合があります。)

⚠ 実際には保険金がない・請求額より少ない、又は解約すると言ったら高額な解約金を  
請求されることも…。

◎次のような勧誘には、ご注意ください！（高齢者の一人暮らしは特にご注意！）

- ・保険金請求代行のコンサルタント料（成功報酬）や修理費用は、おりた保険金で対応できるという勧誘
- ・保険の対象となるかどうか確認もしないまま、保険金請求手続の代行を持ちかけるなどの勧誘

作成取りまとめ：消費者庁取引対策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX:03-3507-9291）

契約してしまったが、解約したい…

## そんなときは、クーリング・オフ！

訪問販売による取引は、

契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、**契約解除**ができます。

※ 8日間を過ぎていても契約の取消しができる場合もあります。消費生活センター等に相談してください。

### 【クーリング・オフの方法】

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② **契約年月日**、**契約の内容**、**契約金額**、**販売会社**、**担当者名**、「**この契約を解除します**」ということを書きます。**あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに**。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

**契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあつたり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。**  
**諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！**

**住宅に関する様々な相談に対応しています。**

**不審・不安に思つたら、住まいのダイヤルにご相談ください。**

・住まいのダイヤル：0570-016-100

➢ 被災した住宅の補修工事に対応できる近隣の事業者は  
こちらからご確認いただけます。



住まい再建事業者検索サイト：<https://sumai-saiken.jp/>

※ 国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体や、住宅関係団体に所属しているリフォーム事業者等を一元的に検索できるサイトです。

**保険に関することは、保険会社又は代理店にご相談ください。**

➢ 損害保険会社の連絡先はこちらからご確認いただけます。

(一社) 日本損害保険協会会員会社連絡先ページ

：<https://www.sonpo.or.jp/member/link/>



(一社) 外国損害保険協会会員会社連絡先ページ

：<https://www.fnlia.gr.jp/member.html>

日本損保協会 外国損保協会

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。

身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

いやや！



**消費者ホットライン ☎（局番なし）188**

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「いやや！」